

商品名	定期積金
ご利用いただけるお客様	・法人、個人。
預入方法	・預入方法: 定期的継続的に、掛金の払込みができます。 ・預入金額: 1,000 円以上。 ・預入単位: 100 円の整数倍数。
預入期間等	・6 ヵ月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年。
払戻方法	・満期日以降に一括して払戻します。
お利息	・別途、当金庫の定める所定の利率を適用させていただき、固定金利となります。なお、預金利率については、窓口にお問い合わせ下さい。 ・契約時に証書(通帳)に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ・給付補填備金は付利単位 100 円として契約期間における掛け金残高積数に、年利回りを乗じて計算し、給付補填備金は満期日以後に一括してお支払います。
税金	・個人のお利息には 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の源泉分離課税がかかります。 (なお、マル優はご利用できません) ・法人の場合は総合課税になります。
中途解約のお取扱	・解約日における普通預金利率により計算します。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務課(9 時～17 時、 電話:0944-86-6930)にお申出ください。また、当金庫のほか、(一社)全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」でも苦情等のお申し出を受け付けています。 (9 時～17 時、電話:03-3517-5825) 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律センター(電話:093-561-0360) 久留米センター(電話:0942-30-0144)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、 第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、 当金庫営業日に、上記法務課または全国しんきん相談所(9 時～17 時、 電話:03-3517-5825)にお申出ください。
その他	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1 年を 365 日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利息により計算します。 ・預金保険につきましては、決済用預金に該当する無利息型普通預金・当座預金は全額保護され、それ以外の一般の普通預金、定期預金等は合算して 1 金融機関ごとに 1 預金者あたり元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます。